

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定感染症予防指針を作成する感染症） 第二条 法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める感染症は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 後天性免疫不全症候群</p> <p>六 ジカウイルス感染症</p> <p>七 性器クラミジア感染症</p> <p>八～二十二 （略）</p>	<p>（特定感染症予防指針を作成する感染症） 第二条 法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める感染症は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 後天性免疫不全症候群</p> <p>六 性器クラミジア感染症 （新設）</p> <p>七～二十一 （略）</p>